

特別区民税・都民税申告書付表

(上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する住民税に係る課税方法選択申出書)

※特別区民税・都民税申告書と一緒に提出してください。

年度 (年相当分)

住所 _____ 生年月日 明・大・昭・平・令 _____ 年 月 日
氏名 _____ 電話 _____
氏名 (代理人) _____ 電話 (代理人) _____

◆ 確定申告をした (予定含む) すべての上場株式等に係る所得を記入してください。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆ 申告する番号に○をつけてください。

- 上記の申告した (予定含む) 上場株式等に係る所得について、住民税では申告しません。
- 上記の申告した (予定含む) 上場株式等に係る所得について、住民税では下記の通りに申告します。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆ 繰越損失額

所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、所得税と住民税それぞれの繰越損失額を記入してください。

		所得税の繰越損失額	住民税の繰越損失額
上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	円	円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	円	円
	翌年以降に繰り越される損失額	円	円

※申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越しできません。

※繰越損失額が空欄の場合、繰越損失額はないものとみなします。

※記入いただく内容については、あくまでもご自身の責任において管理してください。

(注意) 各年度の納税通知書が送達された日以降に提出されたものにつきましては無効となります。

また、この付表の記載誤りや提出書類の不備などがあり、内容の判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※必ず裏面も確認してください。

大田区処理欄

入力	確認

◆ 提出書類

提出書類	提出書類例
申告書	特別区民税・都民税申告書
付表	特別区民税・都民税申告書付表（当書類）
内容の分かる書類の写し※	特定口座年間取引報告書、（確定申告した際の）所得内訳書等

※どの内容のものを別方法の申告とするのかを明記してください。

◆ 申告に際しての注意事項

- 対象となる上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）
- 特別区民税・都民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- 複数の口座を保有している場合、口座ごとあるいは同一口座内の譲渡所得または配当所得のいずれかのみを申告不要とすることは可能ですが、同一口座内の特定の銘柄のみを申告不要にすることはできません。
また、同一口座内で譲渡損失と配当所得とを損益通算している場合、一方の所得のみを申告不要とすることはできません。
- 特定公社債等の利子等については、総合課税は選択できません。

確定申告書の住民税申告不要欄について

令和3年分より、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の中に、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が設けられました。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以所得に係る住民税の徴収	
	円	円	円	円	特別徴収	自分で	
					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

この欄に○を記入すると、確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税では申告しないことを選択したものとみなします。

この場合、特別区民税・都民税申告書と付表の提出は原則不要です。

ただし以下の場合、従来どおり特別区民税・都民税申告書と付表の提出が必要です。

- 住民税上ですべてを申告不要とする以外で、所得税と異なる課税方法を選択する場合（住民税では一部のみ申告するなど）

- すでに確定申告書または特別区民税・都民税申告書で特定配当等・特定株式等譲渡所得について住民税の課税方法を選択しており、その内容を変更する場合

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する住民税に係る課税方法選択申出書の記載例

特別区民税・都民税申告書付表

(上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する住民税に係る課税方法選択申出書)

※特別区民税・都民税申告書と一緒に提出してください。

年度 (年相当分)

住所 _____ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
 氏名 _____ 電話 _____
 氏名 (代理人) _____ 電話 (代理人) _____

◆ 確定申告をした (予定含む) すべての上場株式等に係る所得を記入してください。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	100,000円	5,000円
	分離課税分	100,000円	5,000円
上場株式等の譲渡所得等		100,000円	5,000円

◆ 申告する番号に○をつけてください。

1. 上記の申告した (予定含む) 上場株式等に係る所得について、住民税では申告しません。
2. 上記の申告した (予定含む) 上場株式等に係る所得について、住民税では下記の通りに申告します。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	100,000円	5,000円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆ 繰越損失額

所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、所得税と住民税それぞれの繰越損失額を記入してください。

		所得税の繰越損失額	住民税の繰越損失額
上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	100,000円	100,000円
	翌年以降に繰り越される損失額	500,000円	600,000円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	100,000円	0円
	翌年以降に繰り越される損失額	500,000円	600,000円

※申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越してできません。

※繰越損失額が空欄の場合、繰越損失額はないものとみなします。

※記入いただく内容については、あくまでもご自身の責任において管理してください。

(注意) 各年度の納税通知書が送達された日以降に提出されたものにつきましては無効となります。

また、この付表の記載誤りや提出書類の不備などがあり、内容の判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※必ず裏面も確認してください。

確定申告の際に申告したすべての上場株式等の配当・譲渡等の所得金額及び住民税の源泉徴収税額 (配当割額・譲渡所得割額) について、記入してください。

(例) 上場株式等の配当所得 (総合) : 100,000 円
 上場株式等の配当所得 (分離) : 100,000 円
 上場株式等の譲渡所得 : 100,000 円

上場株式等の配当・譲渡等の所得金額について、住民税での取り扱いを1, 2に○をして選択してください。

2を選択した場合は、住民税で申告する所得額及び申告した所得に対する住民税の源泉徴収税額 (配当割額・譲渡所得割額) を記入してください。

(例) 上場株式等の配当所得 (総合) : 申告不要
 上場株式等の配当所得 (分離) : 100,000 円
 上場株式等の譲渡所得 : 申告不要

所得税と住民税で異なる課税方式を選択したことにより、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、所得税と住民税の繰越損失額を記入してください。その際は、過年との整合性を確認してください。

(例) 前年からの繰越損失 700,000 円の場合

所得税

本年から差引く繰越損失額 (配当所得) : 100,000 円
 本年から差引く繰越損失額 (譲渡所得) : 100,000 円
 翌年以降に繰り越される損失額 : -500,000 円

住民税

本年から差引く繰越損失額 (配当所得) : 100,000 円
 本年から差引く繰越損失額 (譲渡所得) : なし
 翌年以降に繰り越される損失額 : -600,000 円

※この例では、所得税と住民税で翌年以降に繰り越される損失額が異なります。このような場合は翌年以降の申告の際に注意してください。